

# 特記仕様書

- 1 . 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(以下、「法」という。)第9条第1項の「対象建設工事」である。
- 2 . 落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。(法第13条及び同省令第4条)
  - 分別解体等の方法
  - 解体工事に要する費用
  - 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
- 3 . 前項の書面提出前に、法第12条第1項の規定による説明を入札終了後、所定の説明様式により担当者に説明し了承を得るものとする。